

回 答 書

豊見城市 こども未来部 こども応援課

「豊見城市児童厚生施設(わくわく児童館)指定管理者募集要項」、「豊見城市児童厚生施設(わくわく児童館)指定管理業務仕様書」等への質問について、下記のとおり回答します。

1. 団体利用及び夜間利用について

仕様書「第 1 章 6. 利用者の範囲」(2)では、「市内を活動拠点とする団体」とありますが、児童が所属する団体や児童に関する活動を行う団体に限らず、要件を満たす市内の一般団体についても施設を利用できるとの認識でよろしいでしょうか。(児童厚生施設の特性上)

また、上記の団体による夜間利用についても、同様の利用者の範囲で認められるとの認識でよろしいでしょうか。

併せて、市内の各施設では児童(高校生以下)の利用を午後8時以降禁止しているものと認識しております。児童厚生施設及び複合型福祉施設についても、夜間の時間帯における子どもたちの安全の確保及び健康的な生活を推進する観点から、午後8時以降の児童の利用を認めないという取扱いでよろしいでしょうか。

【回答】

仕様書「第 1 章 6. 利用者の範囲」(2)の解釈については、お見込みのとおり要件を満たす市内の団体となり、夜間利用についても同様です。

また、「沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」第7条において、ゲームセンター等への年少者の立入制限として、「午後8時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。」と定められていることから、当施設についても、青少年の深夜徘徊を防止し、健やかな育ちをめざすため、午後8時以降の18歳未満(高校生以下)の利用については認めないという取扱いになります。